

平成25年

第3回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

平成25年第3回志賀町議会定例会会議録

平成25年10月1日、第3回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員 16名)

- | | | | | |
|-----|---|---|---|----|
| 1番 | 福 | 田 | 晃 | 悦 |
| 2番 | 稲 | 岡 | 健 | 太郎 |
| 3番 | 南 | | 正 | 紀 |
| 4番 | 寺 | 井 | | 強 |
| 5番 | 堂 | 下 | 健 | 一 |
| 6番 | 南 | | 政 | 夫 |
| 7番 | 下 | 池 | 外 | 巳造 |
| 8番 | 須 | 磨 | 隆 | 正 |
| 9番 | 越 | 後 | 敏 | 明 |
| 10番 | 田 | 中 | 正 | 文 |
| 11番 | 富 | 澤 | 軒 | 康 |
| 12番 | 櫻 | 井 | 俊 | 一 |
| 13番 | 林 | | 一 | 夫 |
| 14番 | 戸 | 坂 | 忠 | 寸計 |
| 15番 | 久 | 木 | 拓 | 栄 |
| 16番 | 山 | 本 | 辰 | 栄 |

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	穴	田	實				
教	育	次	長	間	嶋	正	剛		
総	務	課	長	寺	尾	隆	之		
富	来	支	所	長	坂	本	英	人	
企	画	財	政	課	長	新	田	辰	巳

情報推進課長	浜 村 大
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
環境安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	松 田 正 剛
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	谷 場 可 一
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸
代表監査委員	野 崎 豊 昭

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安 田 朗
議会事務局次長	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 議案第66号ないし第84号及び認定第1号ないし第12号 (提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第77号、第80号及び第81号 (質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 6 議員提出 発議第3号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

櫻井 俊一議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成25年第3回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会

議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

櫻井 俊一議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に

13番 林 一夫 君、

14番 戸坂 忠寸計 君を指名します。

日程第2 会期の決定

櫻井 俊一議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月18日までの18日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月18日までの18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

櫻井 俊一議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 議案第66号ないし第84号及び認定第1号ないし第12号(提案理由説明)

櫻井 俊一議長 次に、本日町長から提出のありました議案第66号ないし第84号及び認定第1号ないし第12号を、一括して議題とします。

以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

平成25年第3回志賀町議会定例会の開会にあたり、本議会に提出しました案件の概要説明と町政運営に対する所信の一端を申し上げます。

初めに、去る9月8日に行われました町長選挙におきましては、町民の皆様方から絶大なご支持を賜り、再び町政を担わせていただくこととなりました。9月25日から新たな任期が始まり、改めて責任の重さを痛感するとともに身の引き締まる思いであります。

これからの4年間は、今まで取り組んできた改革を立ち止まることなく進め、子供や孫の時代になっても、「志賀町に住みたい、住んで良かった」と実感できる町づくりに向けて、勇往邁進していく所存であります。

私は、これまで対話の町政を基本姿勢として、町民一人一人の声を町政に反映させたいという思いから、タウンミーティングや町長談話室等を開催してまいりました。今後もこれらを継続し、民意を反映できる、より身近で分かりやすい町政運営を進めていきます。

町民の皆様をパートナーとして、共に町づくりに取り組み、これまで以上に「信頼される町政」を目指し、「安全で安心して暮らせる町」「地域を大切に、誇りを持って暮らせる町」を築き上げていきたいと考えております。

このような町づくりを念頭に、2期目の4年間においては、今まで取り組んできた行財政改革や企業誘致を、より積極的に推進するとともに、観光振興や第1次産業への支援などにも力を注いでまいります。

行財政改革については、これまで財政の健全化に向け事業の一斉点検を行い、選択と集中を進める中で基金の積み増しを行う一方、町債を繰上償還するとともに、補助金や公の施設の見直し、職員数の削減等を進めることによって、中長期的に持続可能な健全財政の確立を目指してきました。今後も、原子力発電所にかかる固定資産税の減収などにより、町財政を取り巻く環境はさらに厳しい状況が見込まれることから、私としては、原発関連の財源に依存しない財政基盤を作り上げるため、行財

政改革を不断に実行しながら財政の健全化を図ってまいります。

企業誘致については、有望な企業へ積極的に働きかけを行い、能登中核工業団地を中心に立地してもらうことにより、雇用の場を創出し、若者の定住促進につなげていきたいと考えております。中京方面と能登を結ぶ能越自動車道の整備が進む中、能登有料道路が「のと里山海道」として無料化され、また、1年半後には北陸新幹線の金沢開業を迎えるなど、本町への交通アクセスは格段に向上します。

また、アベノミクス効果により景気が回復基調にある中で、2020年の東京オリンピック開催決定なども契機として、今後、関連する様々な産業分野での成長が期待されるところであります。こうした契機を逃すことなく、私自らが企業誘致の先頭に立ち、1社でも多くの企業に出向き、志賀町に立地する優位性を訴えるなど、積極的かつ戦略的に誘致活動を展開し、雇用の場の創出に努めていきたいと考えております。同時に、若者が定住しやすい環境づくりを進めるために、高浜町地内での住宅地の造成にも着手し、若者定住のための布石を打ってまいります。

観光振興については、石川県を訪れる観光客を一人でも多く、本町に誘導することが大きなカギとなります。1年半後に予定されている北陸新幹線の金沢開業によって、本町を訪れる観光客が大幅に増加することは、誰の目にも明らかであります。この機会を捉え、本町の魅力を前面に押し出すと同時に、観光客のニーズに見合った事業を展開していくことが、観光振興に直結するものと考えております。本町には、豊かな自然に恵まれた景勝地や、すばらしい伝統と文化がたくさん残っており、国連の専門機関にも認められた能登の里山・里海が存在します。

今後は、今ある観光資源に一層磨きをかけるとともに、新たな魅力づくりや、今まで気付かなかった資源の発掘にも努め、今年度に制作予定の「ゆるキャラ」も活用しながら、幅広く情報発信をしていきたいと考えております。

さらに、世界農業遺産や北陸新幹線の2次交通対策等で、共通の課題を持つ県や能登地域の市町と連携して広域的なPRを展開し、首都圏からの誘客促進、交流人口の拡大につなげることにより、観光の振興を

図ってまいります。

第1次産業への支援については、農林水産業の基盤整備を推進するとともに、生産効率を高め、品質の向上を図るための施設整備等に対し、積極的に支援していきたいと考えております。また、このような事業の実施により、特産品のブランド力の強化や販路拡大などを図るほか、新規就農や新たな特産品開発の支援などにも継続して実施してまいります。

こうした町の活性化に向けた施策に取り組みながら、福祉の充実や教育環境の整備などの主要事業についても、スピード感を持って対応していきたいと考えております。

さて、原子力発電所の状況についてであります。

北陸電力では、福島第一原子力発電所の事故を教訓として、本年7月に施行された新規制基準に基づき、鋭意、安全強化策に取り組んでおります。これまで、空調設備の多重化を進めてきた「緊急時対策棟」は、9月末に運用が開始されましたが、引き続き遮へい機能の強化に向けて検討を行うとしております。敷地内にある破砕帯の調査については、去る6月6日、北陸電力が国に中間報告書を提出し、発電所周辺の断層に関する追加調査を継続しておりますが、さらなる詳細な調査を実施するため、最終報告時期を9月末の予定から、12月下旬に変更することが先月末に発表されたところであります。

北陸電力に対しては、発電所の安全性や信頼性の向上のため、徹底した調査を要望するとともに、国に対しては、科学的・技術的な知見から厳格な審査を行い、その結果について、住民に分かりやすい説明をするよう要請をしていきます。

続いて、石川県原子力防災訓練の実施についてであります。

県では、昨年に引き続き、来る11月16日、住民参加型の原子力防災訓練を実施することとしております。本町でも、県と連携をしながら情報の収集・伝達、オフサイトセンターの運営、避難などの各種訓練を実施し、防災計画の実効性をより高めていきたいと考えております。避難訓練では、バスや自家用車などにより、白山市と能登町への避難を予定しており、関係機関及び参加地区住民の皆様のご協力をお願いするも

のであります。

なお、志賀オフサイトセンターについてであります。国の基準見直しに伴い、県事業として西山台に移転整備され、地震対策や放射線防護対策など、現地対応拠点施設としての機能が強化されることとなります。現在、敷地造成が行われており、県では、平成27年9月までに開設できるよう整備を進めるとしております。

次に、近年の異常気象についてであります。

今年に入り、全国各地でゲリラ豪雨や竜巻等が多発をし、甚大な被害を及ぼしています。特に、今年度は局地的な大雨が後を絶たず、各地で観測史上最大値を更新する状況となっており、その規模の大きさを物語っています。

気象庁では、8月末に特別警報の運用を開始しました。その直後に、台風18号が上陸する際、京都・滋賀・福井の3府県に初めて大雨特別警報が発令されたことをご承知のとおりであります。本町においても、6月及び8月末から9月初めにかけての豪雨で多数の被害が発生しており、現在、農地や林地、道路、河川の復旧に向けてその対応にあたっているところでもあります。

本町には、山間地での法面崩壊や低地での浸水被害が発生しやすい地域もあることから、今後は、異常気象に関する防災対策を強化し、町民の安全・安心のため、きめ細かな対策を講じながら、災害に強い町づくりを進めていかなければならないと考えております。

以上、所信の一端を述べさせていただきましたが、今後も全身全霊を傾け、町の発展に取り組む覚悟でありますので、議員の皆様方のより一層のご支援とご協力をお願いを申し上げ、提案理由の説明に入らせていただきます。

本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件は、平成25年度の各会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び一部改正、工事請負契約の締結及び財産の取得など、19件の議案並びに平成24年度の各会計決算にかかる認定12件、合わせて31件であります。以下、その大要についてご説明を申し上げます。

議案第66号から議案第72号までは、平成25年度の各会計にかかる補正予算であります。

議案第66号 平成25年度志賀町一般会計補正予算（第2号）については、歳入では、前年度決算における繰越金や普通交付税の決定に伴う増額のほか、国の緊急経済対策にかかる交付金や災害復旧費補助金など国庫支出金の増額などが主なものであります。

歳出では、職員の定期異動に伴う職員給与費の補正や、農林水産業費で、新たに国の産地水産業強化支援事業に採択された、県漁連西海支所における自動製氷施設整備事業費の追加、土木費では、今年度の緊急経済対策事業として採択された、大島福野連絡線や貝田領家線など町道舗装補修事業費のほか、町道高浜本線及び地頭町中浜線の融雪設備整備事業費などの追加が主なものであります。

また、独立行政法人中小基盤整備機構からの購入を予定している、能登中核工業団地工場用地取得費や、学校施設の天井材・外装材を含めた耐震化工事の実施に向けた非構造部材 耐震化対策事業費を追加するほか、6月及び8月末から9月初めにかけて発生した豪雨被害に対する農地・林地、道路・河川災害復旧費など所要の額を補正するもので、歳入歳出予算にそれぞれ9億3,295万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億6,157万6千円とするものであります。

議案第67号 平成25年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、前期高齢者交付金の確定による増額、及び平成24年度決算剰余金の繰越に伴う基金繰入金の減額、歳出では、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金の各拠出金の確定による減額、及び人間ドック希望者の増加に伴う特定健診事業等の増額を主とするもので、歳入歳出予算からそれぞれ835万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,232万円とするものであります。

議案第68号 平成25年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、職員の定期異動に伴う職員給与費の補正、並びに公共下水道整備事業における工事請負費の減額及び特定環境保全公共

下水道整備事業における事業請負費の増額等を主とするもので、歳入歳出予算からそれぞれ2億3,535万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,372万4千円とするものであります。

議案第69号 平成25年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）については、職員の定期異動に伴う職員給与費の補正、並びに地域し尿処理施設整備事業及び合併処理浄化槽整備事業における工事請負費等を増額するもので、歳入歳出予算にそれぞれ1億4,896万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,775万9千円とするものであります。

議案第70号 平成25年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、平成24年度決算による繰越金及び支払基金交付金等の追加交付を計上し、歳出では、介護給付費準備基金積立金の増額等を主とするもので、歳入歳出予算にそれぞれ1,105万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億143万5千円とするものであります。

議案第71号 平成25年度志賀町立診療所特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、平成24年度決算による繰越金115万1千円の計上、歳出では、基金積立金として同額を増額するもので、歳入歳出予算にそれぞれ115万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,092万6千円とするものであります。

議案第72号 平成25年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）については、職員の定期異動に伴う職員給与費、及び県道整備等に伴う光ファイバーケーブルの支障移転工事費、並びに新規引き込み工事にかかる所要額を補正するもので、歳入歳出予算にそれぞれ1,257万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,039万1千円とするものであります。

議案第73号から議案第79号については、条例の制定及び一部改正であります。

議案第73号 町長等及び一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例については、東日本大震災を契機とした国家公務員の給与減額措置を

踏まえ、国から地方公務員に対して必要な措置を講ずるよう要請があったところであります。本町では、これを受け、12月に支給予定の町長、副町長及び教育長の期末手当並びに一般職の職員の期末・勤勉手当をそれぞれ1.8パーセント減額することとし、特例条例を制定するものであります。

議案第74号 志賀町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の関係法令の一部改正に伴い、個人町民税に関して公的年金から特別徴収制度の見直し等を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第75号 志賀町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、減収補てん制度について規定している関係省令の改正に伴い、固定資産税の課税の特例について、所要の改正を行うものであります。

議案第76号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うもので、株式等の分離課税及び所得割算定方式等の諸規定について、所要の改正を行うものであります。

議案第77号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、町立富来病院において、地域住民の健康保持に必要な医療を提供するため、本年10月から、毎月第1、第3、第5土曜日の午前に泌尿器科外来を開設するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第78号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の特例基準割合を改めるものであります。

議案第79号 志賀町暴力団排除条例の一部を改正する条例については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改めるものであります。

議案第80号 工事請負契約の締結については、町立富来中学校が先月1日に里本江地内から富来領家町地内に移転したことに伴い、旧中学校施設の解体及び撤去を行うもので、寺井建設株式会社代表取締役

寺井 裕と1億3,104万円で請負契約を締結するものであります。

議案第81号 財産の取得については、職員用のノートパソコンが、耐用年数の経過に伴い、ハードディスク等の故障が増えているほか、搭載基本ソフトのサポートが来年4月で終了するため機器を更新するもので、株式会社石川コンピュータ・センター代表取締役社長 多田 和雄と891万4,500円で購入契約を締結するものであります。

議案第82号 志賀町道路線の認定については、高浜町地内の町道第151号松ヶ丘連絡線の接続路線として、延長31.1メートルの道路を、新たに「町道第169号松ヶ丘連絡枝線」として認定するものであります。

議案第83号 志賀町低温自動ラック倉庫の指定管理者の指定については、現在、志賀農業協同組合が指定管理をしている当該施設の指定期間が、平成25年12月31日で満了となるため、引き続き志賀農業協同組合を指定管理者として、平成30年12月31日までの5年間、指定するものであります。

議案第84号 公有水面埋立てに対する意見については、富来漁港の一部である酒見河原183番の地先公有水面1,383.63平方メートルを埋立て、漁港施設用地にするにあたり、石川県知事から諮問があったので、答申に際し関係法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第12号までについては、平成24年度の一般会計などの12会計の決算について、関係法令の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定を求めるものであります。なお、決算の内容については、別途説明させていただきますので、本日の説明は、省略させていただきます。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第77号、第80号及び第81号（質疑、委員会付託、討論、採決）

櫻井 俊一議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第77号「志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、第80号「工事請負契約の締結について（旧志賀町立富来中学校施設解体・撤去工事）」及び第81号「財産の取得について（情報系端末機器購入）」を一括して議題とします。

（ 質 疑 ）

櫻井 俊一議長 これより、各案に対する質疑を許します。
（発言者なし）

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

櫻井 俊一議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

（ 討 論 ）

櫻井 俊一議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

（発言者なし）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

（発言なし）

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより採決します。

これらの採決は、起立によって行います。

まず、議案第77号「志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第80号「工事請負契約の締結について（旧志賀町立富来中学校施設解体・撤去工事）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第81号「財産の取得について（情報系端末機器購入）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提出 発議第3号（趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

櫻井 俊一議長 続いて、本日、下池 外巳造 君ほか2名から提出のありました発議第3号「道州制導入に断固反対する意見書について」を、議題といたします。

本案の提出者を、説明を求めます。

7番 下池 外巳造 君。

下池 外巳造議員 はい、議長。

今回提出しました、発議第3号「道州制導入に断固反対する意見書」について、説明させていただきます。

現在、政府与党内では、道州制導入を目指す法案提出の動きがみられ、また、野党では、「道州制への移行のための改革基本法案」をすでに国会に提出し、衆議院内閣委員会で閉会中審査となっております。

しかし、これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより、再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

単に効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な自治体は、住民を置き去りにするものであり、到底容認できるものではありません。

よって、我々地方議会としては、このような国の進め方には反対を示さなければなりません。

議員各位におかれましては、我々地方の住民生活にかかわる重要問題でありますので、提案の趣旨をご理解され、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

櫻井 俊一議長 説明を終わります。

(質 疑)

櫻井 俊一議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言者なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

櫻井 俊一議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付

託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13名)

櫻井 俊一議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

(休 会)

櫻井 俊一議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明2日から6日までの5日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、明2日から6日までの5日間は、休会することに決しました。

次回は、10月7日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時32分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第26号

入札結果報告について

(平成25年 8月 8日 13件)

(平成25年 8月22日 11件)

(平成25年 9月10日 7件)

2 議長報告第27号

陳情書について

・「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採
択」に関する陳情について

3 議長報告第28号

例月出納検査の結果について

(平成25年8月27日実施分)

4 議長報告第29号

健全化判断比率報告書及び貸金不足比率報告書について

5 議長報告第30号

法人の経営状況について

- ・株式会社志賀町振興サービス
- ・有限会社フローリィ